



住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

住宅について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳しくはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額	工事内容
耐震改修	- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅 - 令和6年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 一戸当たりの工事費用が50万円を超える	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	
バリアフリー改修	- 新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家を除く) - 令和6年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超える - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住している	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	- 平成26年4月1日以前から所在する住宅(貸家を除く) - 令和6年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 現行の省エネ基準に適合する工事 - 省エネ改修に係る工事費の自己負担額が60万円超、または断熱改修に係る工事費の自己負担額が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	

※各改修工事における減額の適用は、1戸につき1回限りです。

※「バリアフリー改修工事の減額」と「省エネ改修工事の減額(新たに長期優良住宅の認定を受けて改修工事された住宅を除く)」のみ併せて適用することができます。



勤労青少年講座参加者募集

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3114 FAX229-3335

津市では、働く若年者の福祉の増進を目的に、勤労青少年講座(各全15回)を開講します。仲間づくりや余暇の充実のため、ぜひお申し込みください。

講座期間 7月～来年3月

対象 市内に在住・在勤の39歳(令和5年4月1日時点)までの勤労者 ※学生不可

申し込み 申し込みフォームから、または直接窓口、ファクス、Eメールで講座名、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、Eメールアドレス、勤務先を商業振興労政課(☎229-3114@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月7日(金)



申し込み
フォーム

講座名	曜日	時間	ところ	定員	費用(材料費など)
料理	月	18時30分～20時20分	中央保健センター	18人	1万3,000円
手話	水	19時～20時45分	サン・ワーク津	10人	1,100円
美文字	金	19時～20時45分	サン・ワーク津	12人	5,000円
ヨガ・ピラティス	金	19時～20時30分	サン・ワーク津	12人	1,000円
韓国語	金	19時～20時30分	サン・ワーク津	12人	5,000円

※費用には講座管理費3,000円が別途必要です。

※費用は講座初回日に全額お支払いください。

※材料費は状況に応じて追加負担が必要となる場合があります。

※申込者の少ない講座(5人未満)は開講しません。